**解　　　体　　　届**

受付印

１ 台帳登録者 住　　所

氏　　名

２ 家屋の所在地等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一棟コード  (整理番号) | 所　在　地 | 家屋番号 | 種　類 | 構　造 | 床面積 |
|  | 出水市 |  |  |  |  |
|  | 出水市 |  |  |  |  |
|  | 出水市 |  |  |  |  |
|  | 出水市 |  |  |  |  |
|  | 出水市 |  |  |  |  |
|  | 出水市 |  |  |  |  |
|  | 出水市 |  |  |  |  |

３ 解体年月日

**※解体をされた年月日の分かる資料（業者の領収書など）を添付してください。**

平成・令和　　年　　月　　日

上記のとおり解体したので届出ます。

令和　　年　　月　　日

届出人 住　　所

氏　　名

連 絡 先

出　水　市　長　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| □　現地確認、航空写真確認 | 処理者 |
| 処理年月日（　　 .　　.　　） | 印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課長 | 係長 | 係 |
|  |  |  |

**家屋解体届について**

解体届は、家屋の全部または一部を取り壊した時に届けていただくものです。

この届出の提出により現地確認を行い、滅失として翌年度から課税されなくなります。

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月1日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。月割で還付することはできませんので、取り壊された場合は速やかに（取り壊した年の年末までに）手続きをされますようお願いいたします。

* 受付日をもって、滅失登録となります。

滅失した年が証明できる書類（取り壊し業者の領収書（前年の領収日））等が添付された場合のみ遡って滅失登録します。

登記のある建物については、法務局での滅失登記が必要です。